

議案第 93 号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和 39 年川崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改める。

第 2 条中「別表第 5」を「別表第 4」に改める。

別表第 1 中

「

川崎市立東桜本小学校	川崎市川崎区池上新町 1 丁目 1 番 3 号
川崎市立桜本小学校	川崎市川崎区桜本 1 丁目 9 番 15 号

」

を

「

川崎市立さくら小学校	川崎市川崎区桜本 1 丁目 9 番 15 号
------------	------------------------

」

に改める。

別表第5を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の廃止)

2 川崎市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例(昭和43年川崎市条例第2号)

は、廃止する。

(川崎市旅費支給条例の一部改正)

3 川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表の付表中

「

高等学校教育職給料表	幼稚園教育職給料表
5級	
4級	
3級以下の級	3級以下の級

」

を

「

高等学校教育職給料表

5 級
4 級
3 級以下の 級

」

に改める。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第16条の4第1項中「又は幼稚園教育職給料表」を削る。

第19条第5項中「及び市立幼稚園」を削る。

別表第5の2を削る。

(川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を「川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に改める。

附則第13項第1号中「第4条第4項」を「第7条第4項」に改め、同項

第3号中「川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を「川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に改める。

附則第14項各号列記以外の部分中「川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を「川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」に、「市立高等学校等」を「市立高等学校」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は別表第5の2幼稚園教育職給料表の3級」及び「別表第5の2並びに」を削り、同項第2号ア中「若しくは」を「又は」に改め、「又は幼稚園教育職給料表の3級」を削り、同号イ中「又は幼稚園教育職給料表」を削る。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 6 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「市立幼稚園及び」及び「（以下「学校」という。）」を削り、同項第1号及び第4号中「学校」を「市立高等学校」に改める。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じ、施行日以後に支給すべき特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 8 川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び幼稚園」を削る。

第1条中「及び幼稚園（以下「市立高等学校等」という。）」を「（以下「市立高等学校」という。）」に改める。

第2条中「、園長」を削る。

第3条第1項中「市立高等学校等」を「市立高等学校」に改め、「、園長」を削る。

第5条第1項中「市立高等学校等」を「市立高等学校」に改め、「又は別表第5の2幼稚園教育職給料表の3級」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「高等学校教育職給料表」を「給料表」に改め、「及びその属する職務の級が同項に規定する幼稚園教育職給料表の2級である者が当該給料表の3級である者となった場合」を削り、「それらの」を「その」に、「次に掲げる額」を「当該給料表の4級の給料月額とこれに対応する3級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額」に改め、同項各号を削る。

第7条中「市立高等学校等」を「市立高等学校」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

東桜本小学校と桜本小学校を統合してさくら小学校とし、及び市立幼稚園を廃止するため、この条例を制定するものである。